

～ 第2期 ～

# からつ自立支援プラン

(第2期 唐津市障害福祉計画)

平成21年3月

唐津市



# 目 次

<b>第 1 章 計画の位置づけと期間</b> .....	1
<b>第 2 章 障害のある人をめぐる現状</b>	
1 . 障害のある人の動向	
( 1 ) 障害のある人の総数及び年齢別人数の推移.....	3
( 2 ) 障害のある人の等級別人数の推移.....	5
( 3 ) 身体障害のある人の部位別構成.....	5
( 4 ) 施設入所者の状況.....	6
2 . アンケート調査結果にみる障害のある人の状況.....	8
<b>第 3 章 計画の基本課題</b> .....	19
<b>第 4 章 障害福祉サービス整備の基本方針</b>	
1 . 障害福祉サービスの整備目標設定の基本的考え方.....	21
2 . 障害福祉サービスの整備目標	
( 1 ) 施設入所者の地域生活への移行.....	22
( 2 ) 「退院可能精神障害者」の地域生活への移行.....	23
( 3 ) 福祉施設利用者の一般就労への移行.....	24
<b>第 5 章 障害福祉サービス及び相談支援の見込量と確保のための方策</b>	
1 . 基本的考え方.....	25
2 . 各事業の実績と第 2 期の見込量	
( 1 ) 訪問系サービス.....	25
( 2 ) 日中活動系サービス.....	27
( 3 ) 居住系サービス.....	30
( 4 ) サービス利用計画作成費.....	31
3 . 見込量確保のための方策.....	31
<b>第 6 章 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策</b> .....	33
1 . 各事業の実績と第 2 期の見込量	
( 1 ) 相談支援事業.....	33

( 2 ) コミュニケーション支援事業	34
( 3 ) 日常生活用具給付等事業	35
( 4 ) 移動支援事業	37
( 5 ) 地域活動支援センター事業	38
( 6 ) 任意事業	39
2 . 地域生活支援事業の見込量確保のための方策	47
<b>第7章 計画推進に当たっての重点項目</b>	<b>49</b>

## 第1章 計画の位置づけと期間

この「からつ自立支援プラン」は、障害者自立支援法に基づく障害福祉計画です。

現在、同法の経過措置期間であり、同法に基づく新体系及び改正前の身体障害者福祉法などに基づく旧体系の障害福祉事業が平行して実施されていますが、この経過措置の終了年度である平成23年度までに旧体系の事業が新体系事業へ移行することに伴い、平成23年度へ向けて、入所者の地域生活への移行、入院中の精神障害者の地域生活への移行、福祉施設から一般就労への移行及び市町村事業である地域生活支援事業の各事業の見込量並びにこれらの確保のための方策等を策定するものです。

(市町村障害福祉計画)

**第八十八条** 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- (2) 前号の指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- (3) 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- (4) その他障害福祉サービス、相談支援及び市町村の地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項

3 から 7 まで 略

「障害者自立支援法」より

1 各年度における障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込み量の確保のための方策

各年度における指定福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込み量  
指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込み量の確保のための方策

2 市町村の地域生活支援事業の実施に関する事項

実施する事業の内容

各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み

各事業の見込量の確保のための方策

その他実施に必要な事項

「計画策定に関する国の基本指針」より

前回策定した「からつ自立支援プラン」は、平成20年度まで及び平成23年度の見込量等を定めた第1期計画であり、今回の「からつ自立支援プラン」は、平成21年度から平成23年度までの見込量等を定める第2期計画です。

図表 1 第2期からつ自立支援プランの期間

18年度 (2006)	19年度 (2007)	20年度 (2008)	21年度 (2009)	22年度 (2010)	23年度 (2011)
10月	第1期計画		第2期計画		
		見直し			見直し

## 第2章 障害のある人をめぐる現状

### 1. 障害のある人の動向

#### (1) 障害のある人の総数及び年齢別人数の推移

身体障害のある人の推移（図表2）をみますと、年齢層別では17歳以下及び65歳以上の増加が目立ちます。年齢層では平成20年3月31日においては65歳以上が手帳所持者の69.7%を占めており、平成15年3月31日の65.8%と比較しますと高齢化が進んでいることがわかります。

また、手帳所持者の対総人口比でみると、平成20年3月31日では5.1%と年々増加傾向にあることがわかります。

図表2 身体障害のある人の推移

単位:人

区分	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
手帳所持者計(a)	6,652	6,829	6,650	6,602	6,642	6,759
(17歳以下)	80	88	95	85	101	106
(18歳～64歳)	2,195	2,238	1,996	1,976	2,083	1,940
(65歳以上)	4,377	4,503	4,559	4,541	4,458	4,713
総人口(b)	136,045	135,595	134,937	134,343	133,377	132,459
対総人口比(a/b)	4.89%	5.04%	4.93%	4.91%	4.98%	5.10%

各年3月31日現在。総人口は住民基本台帳人口

知的障害のある人の推移（図表3。療育手帳所持者数）をみますと、17歳以下では減少傾向にありますが、18歳以上では年々増加傾向にあります。これは療育手帳を初めて取得する時期が児童期に多く、少子高齢化などによる本市における年齢層別人口の変化によるものと考えられますが、対人口比では増加傾向にあり、また高齢化が進んでいます。

図表 3 知的障害のある人の推移

単位:人

区 分	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
手帳所持者計(a)	875	895	900	913	970	986
(17歳以下)	150	161	140	134	145	136
(18歳～64歳)	654	662	667	676	714	727
(65歳以上)	71	72	93	103	111	123
総人口(b)	136,045	135,595	134,937	134,343	133,377	132,459
対総人口比(a/b)	0.64%	0.66%	0.67%	0.68%	0.73%	0.74%

各年3月31日現在

精神障害者保健福祉手帳所持者及び自立支援医療（精神通院医療）受給者の推移（図表4）をみますと、ここ数年は横ばいで推移していますが、平成15年3月31日と平成20年3月31日で比較しますと、手帳所持者数で2.14倍、自立支援医療受給者数で1.12倍と、手帳取得者の増加傾向が目立ちます。

図表 4 精神障害者保健福祉手帳所持者数及び自立支援医療受給者の推移

単位:人

手帳所持者数	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
17歳以下	1	0	1	1	2	3
18歳以上	62	67	81	91	88	90
40歳以上	119	154	214	271	280	275
65歳以上	15	16	27	39	43	43
計	197	237	323	402	413	411
自立支援医療受給者	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
17歳以下	25	28	40	36	37	37
18歳以上	249	259	270	274	274	293
40歳以上	529	562	606	598	627	628
65歳以上	132	128	144	138	97	90
計	935	977	1,060	1,046	1,035	1,048

各年3月31日現在。障害者自立支援法施行前は精神通院公費受給者数

## ( 2 ) 障害のある人の等級別人数の推移

身体障害のある人を等級別にみますと、平成20年3月31日現在で、「1級」の人が1,874人、「2級」の人が1,210人であり、1・2級の重度障害のある人は身体障害者手帳所持者中で45.6%と、年々増加傾向にあります。

また、知的障害のある人では、療育手帳重度の「A」の所持者数は直近の6年間は42～43%前後で推移しております。

**図表 5 身体障害者数及び知的障害者数の等級別の推移**

単位:人

		平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
身体障害者(児)	1級	1,624	1,708	1,697	1,740	1,835	1,874
	2級	1,279	1,298	1,235	1,185	1,215	1,210
	3級	992	1,006	977	951	943	956
	4級	1,290	1,326	1,320	1,303	1,308	1,347
	5級	877	890	851	847	792	804
	6級	590	601	570	576	549	568
計		6,652	6,829	6,650	6,602	6,642	6,759
知的障害者(児)	A	373	380	391	392	409	413
	B	489	497	509	510	561	573
計		862	877	900	902	970	986

各年3月31日現在

## ( 3 ) 身体障害のある人の部位別構成

身体障害のある人の障害部位をみますと、「肢体不自由」が最も多く、平成20年3月31日現在では総数6,759人のうちの約6割に相当する3,919人となっております。

次いで「内部障害」が1,544人で22.8%、「視覚障害」が645人で9.5%、「聴覚(平衡機能)障害」が580人で8.6%、「音声言語障害」が71人で1.1%となっております。

図表 6 身体障害のある人の部位別構成の推移

単位:人

		平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
身体障害者(児)	視覚障害	763	746	699	674	654	645
	聴覚(平衡機能)障害	589	594	571	581	573	580
	音声言語障害	75	75	69	70	72	71
	肢体不自由	3,988	4,071	3,954	3,925	3,859	3,919
	内部障害	1,237	1,343	1,357	1,352	1,484	1,544
	特殊疾病・その他	0	0	0	0	0	0
計		6,652	6,829	6,650	6,602	6,642	6,759

各年3月31日現在

(4) 施設入所者の状況

施設入所者の推移をみますと、障害者自立支援法の完全施行日(平成18年10月1日)を含む平成18年度末(平成19年3月31日)では身体・知的合計で240人と、平成18年3月31日の253人から13人の減少となっていますが、平成20年3月31日では241人と前年度から1人増となっています。

平成18年度におきましては、グループホーム・ケアホームが新設され、これに移行した人が7人おり入所者数の減少につながりましたが、平成19年度に新規入所者が10人と多く生じたため、逆に入所者数の増加となっています。

図表 7 身体障害者施設の入所者数の推移

単位:人

施設区分	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
身体障害者療護施設	49	49	52	50	54	57
身体障害者更生施設	0	1	1	1	1	1
身体障害者入所授産施設	23	22	20	21	18	18
施設入所支援	0	0	0	0	0	1
計	72	72	73	72	73	77

各年3月31日現在

図表 8 知的障害者施設の入所者数の推移

単位:人

施設区分	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
知的障害者更生施設	168	155	159	158	146	144
知的障害者入所授産施設	29	24	24	23	21	20
施設入所支援	0	0	0	0	0	0
計	197	179	183	181	167	164

各年3月31日現在

## 2. アンケート調査結果にみる障害のある人の状況

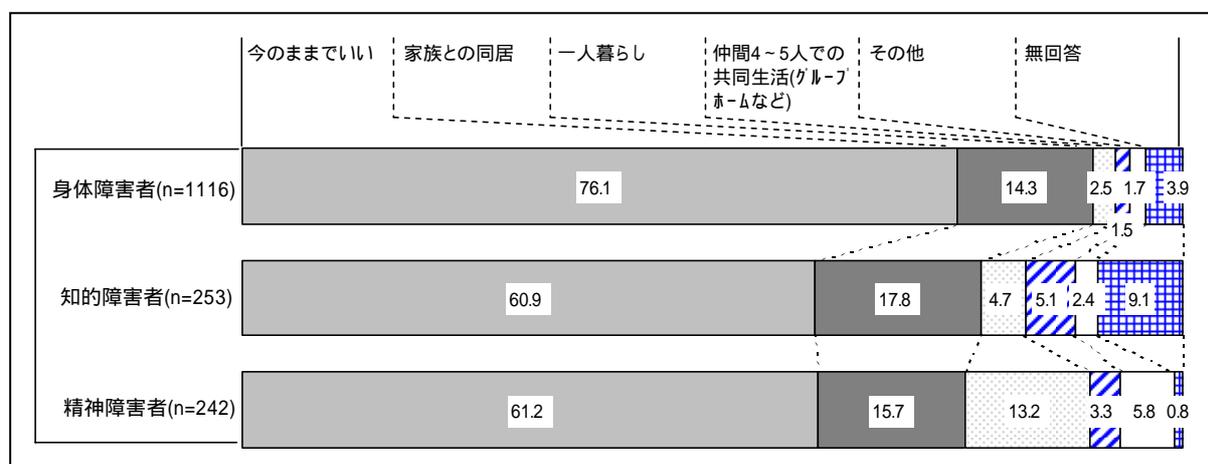
第2期計画では、平成19年10月に佐賀県が実施した『障害者の実態及び福祉ニーズ調査』のためのアンケート結果報告を参考にします。この報告のうち、主に地域生活への移行希望、福祉サービスのニーズ、地域生活移行に伴う必要と思う条件、暮らしやすくするために充実してほしいことや就労に関する回答をこの計画の見込量算定の参考にします。

なお、北部（唐津市及び玄海町）、中部など地区ごとに分かれていないものについては、佐賀県にお住まいの障害のある人全体を対象とした回答となっております。

### (1) これからあなたが望む暮らし方はどれですか？（1つに 印）

在宅では「今のままでいい」、「家族との同居」の順  
施設では、地域移行を望むポイントが、身体障害者及び精神障害者で5割以上、知的障害者で4割以上

#### 在宅：これから望む暮らし方（全体）

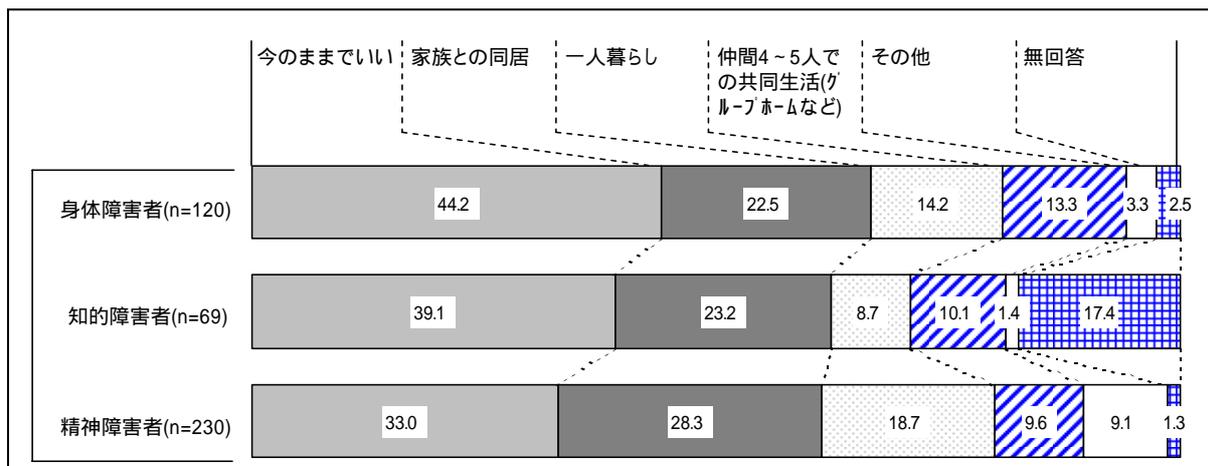


身体障害者、知的障害者、精神障害者いずれにおいても、「今のままでいい」（76.1%、60.9%、61.2%）が最も高く、「家族との同居」（14.3%、17.8%、15.7%）が続いています。

身体障害者では「今のままでいい」が76.1%と、他の障害者に比べ高くなっています。

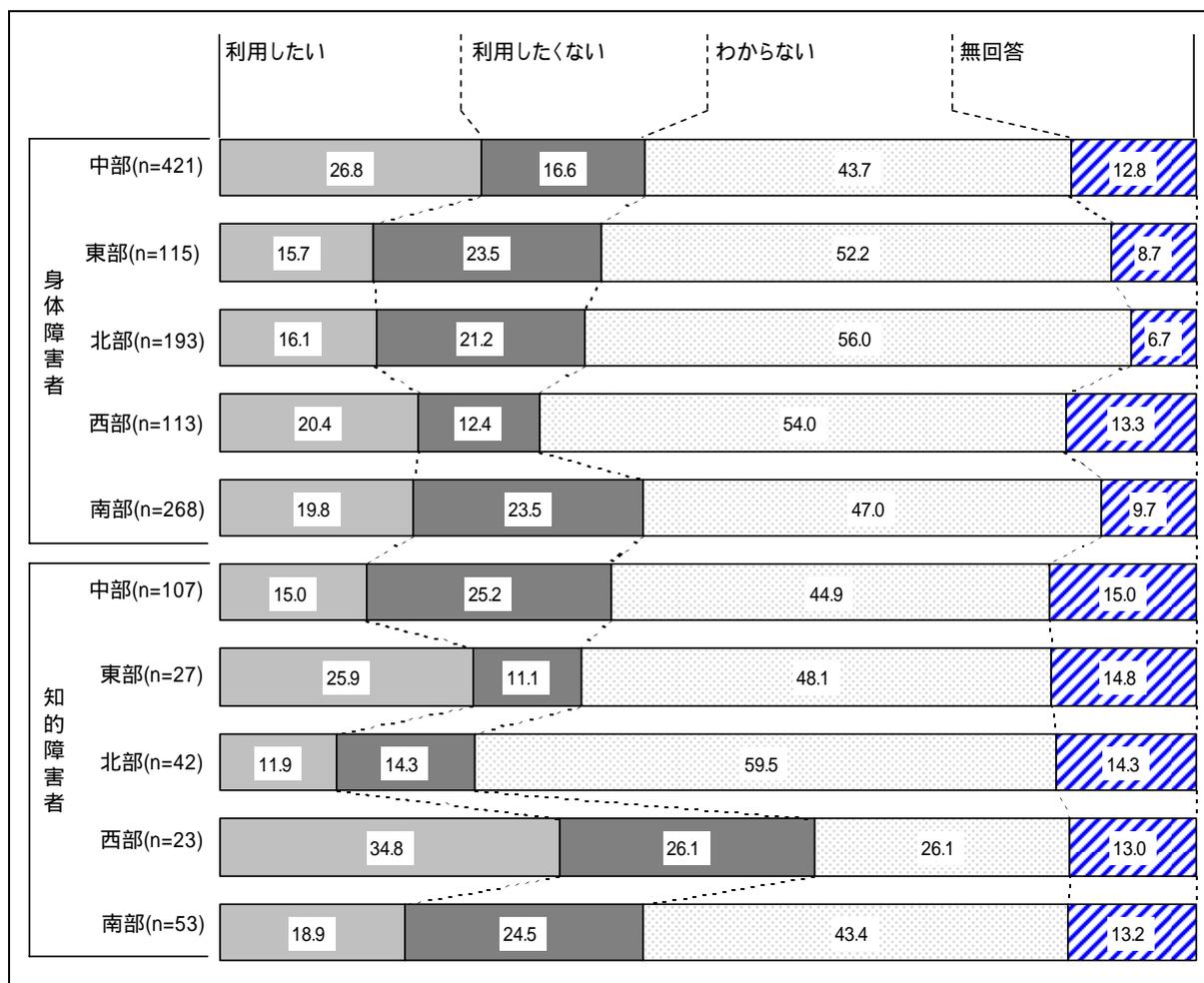
精神障害者では「一人暮らし」が13.2%と、身体障害者（2.5%）に比べ10.7ポイント高くなっています。

施設：これから望む暮らし方（全体）



身体障害者、知的障害者、精神障害者いずれにおいても、「今のままでいい」（44.2%、39.1%、33.0%）が最も高いものの、「家族との同居」、「一人暮らし」、「仲間4～5人での共同生活（グループホームなど）」など地域生活移行を望んでいるポイント（50.0%、42.0%、56.6%）が高くなっています。

( 2 ) 在宅：今後のホームヘルプサービスの利用意向（地区別）



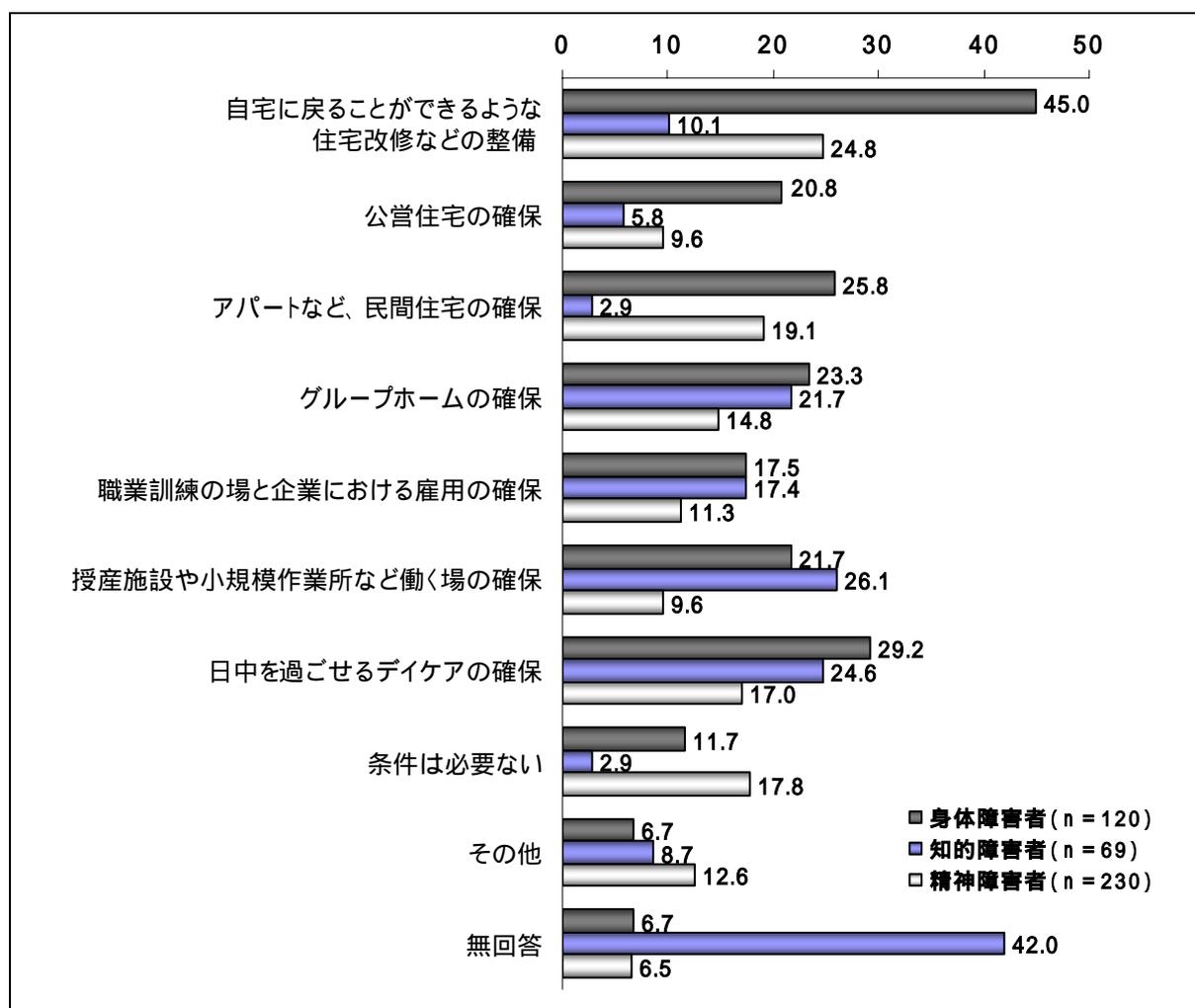
身体障害者では、いずれの地区においても「わからない」が最も高くなっている。中部では、「利用したい」が他の地区に比べ、26.8%と最も高くなっています。

知的障害者では、西部の「利用したい」が他の地区に比べ、34.8%と最も高くなっています。一方、中部・東部・北部・南部では「わからない」が最も高く、特に、北部では「わからない」が59.5%と最も高くなっています。

(3) 施設(病院)から退所(退院)し、在宅で生活するためには、どのような条件が必要だと思いますか。(あてはまるものすべてに 印)

身体障害者では、「自宅に戻ることができるような住宅改修などの整備」が45.0%と他の障害者に比べ高い

施設：施設から在宅への移行条件(全体)

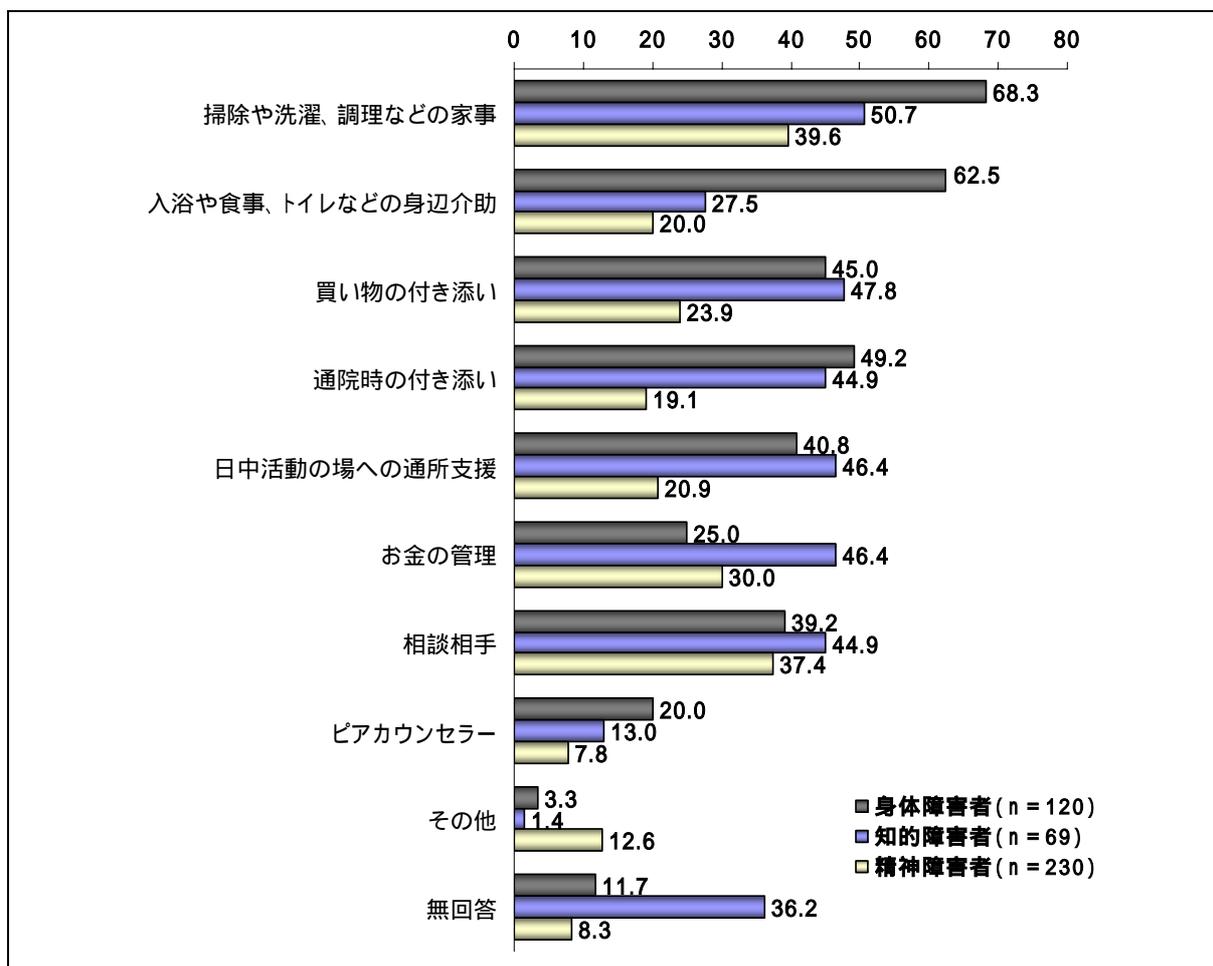


身体障害者では、「自宅に戻ることができるような住宅改修などの整備」が45.0%と高く、「日中を過ごせるデイケアの確保」が29.2%、「アパートなど、民間住宅の確保」が25.8%で続いています。知的障害者では、「授産施設や小規模作業所など働く場の確保」が26.1%と高く、「日中を過ごせるデイケアの確保」が24.6%で続いています。精神障害者では、「自宅に戻ることができるような住宅改修などの整備」が24.8%と高く、「アパートなど、民間住宅の確保」が19.1%で続いています。

(4) 施設(病院)から退所(退院)し、在宅で生活するためには、どのような内容のサービスが必要だと思いますか。(あてはまるものすべてに 印)

身体障害者では、「掃除や洗濯、調理などの家事」、「入浴や食事、トイレなどの身辺介助」の2項目が6割以上  
 知的障害者、精神障害者では、「掃除や洗濯、調理などの家事」が最も高い

施設：施設から在宅への移行に必要なサービス条件(全体)



身体障害者では、「掃除や洗濯、調理などの家事」が68.3%と最も高く、「入浴や食事、トイレなどの身辺介助」が62.5%で続いています。知的障害者では、「掃除や洗濯、調理などの家事」が50.7%と最も高く、「買い物付き添い」が47.8%で続いています。精神障害者では、「掃除や洗濯、調理などの家事」が39.6%と最も高く、「相談相手」が37.4%で続いています。

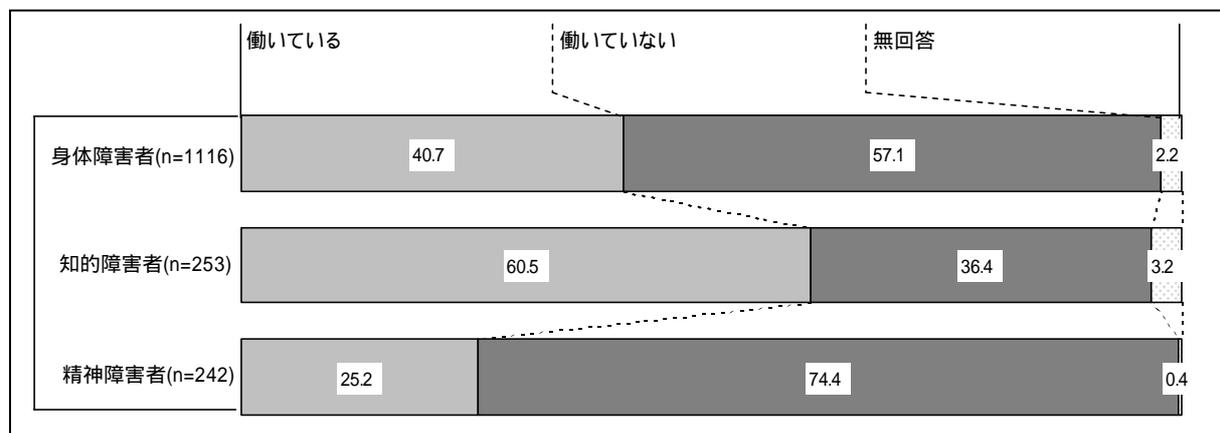
身体障害者では、「掃除や洗濯、調理などの家事」(68.3%)、「入浴や食事、トイレなどの身辺介助」(62.5%)が知的障害者(50.7%、27.5%)、精神障害者

(39.6%、20.0%)に比べ高くなっています。また、知的障害者では「お金の管理」が46.4%と他の障害者に比べ高くなっています。

(5) あなたは今、働いていますか？(1つに印)

身体障害者	「働いている」(40.7%)	<	「働いていない」(57.1%)
知的障害者	「働いている」(60.5%)	>	「働いていない」(36.4%)
精神障害者	「働いている」(25.2%)	<	「働いていない」(74.4%)

在宅：現在の就業(全体)

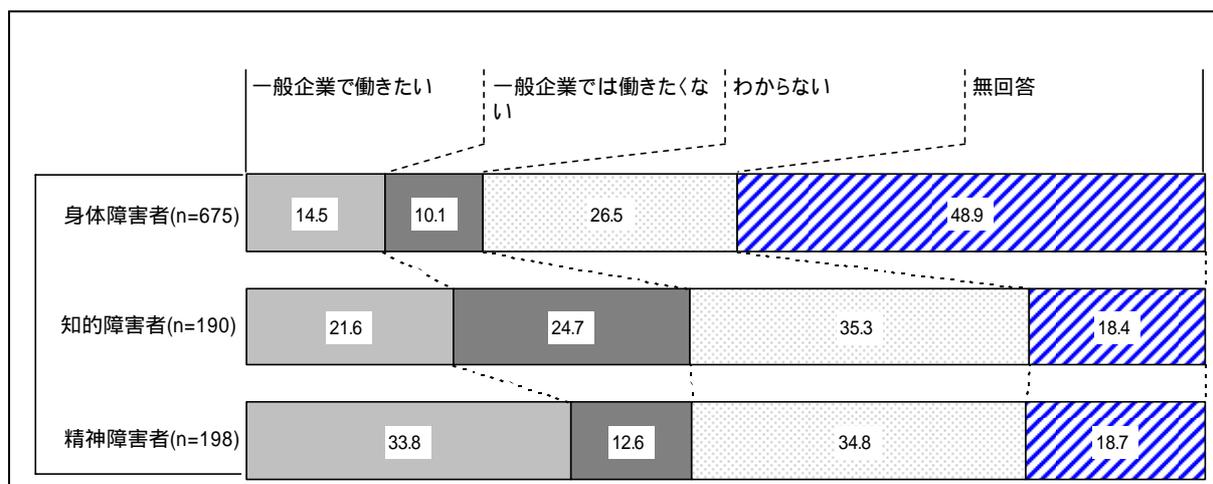


知的障害者では「働いている」が60.5%と、身体障害者(40.7%)、精神障害者(25.2%)に比べ高くなっています。

(6) (通所授産施設・作業所などで働いている又は働いていないとお答えした方へ) 県においては、一般企業での就労移行を今後更に推進していくこととしていますが、あなたはこれから一般企業で働きたいと思いますか？(1つに 印)

精神障害者で「一般企業で働きたい」の割合が高い

在宅：一般企業で働きたいか(全体)

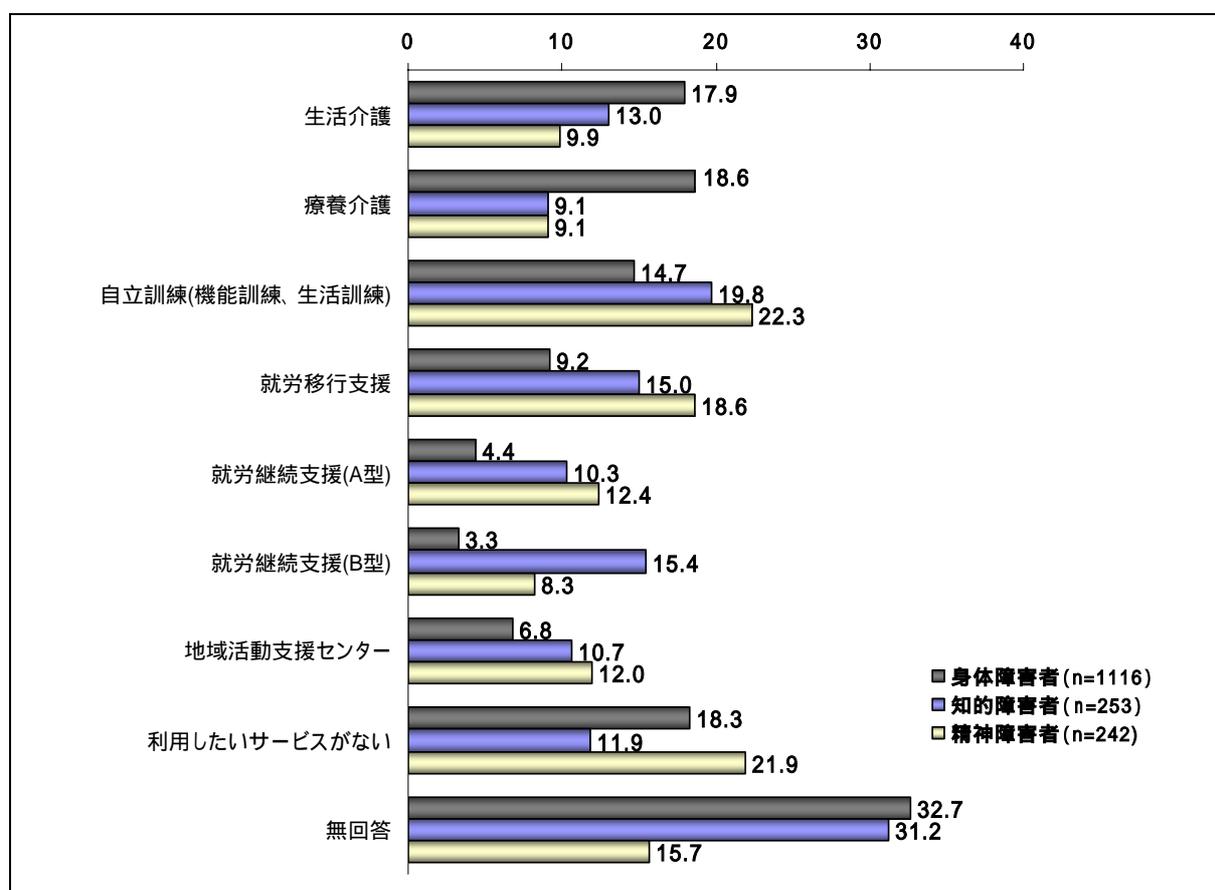


身体障害者、知的障害者、精神障害者いずれにおいても、「わからない」(26.5%、35.3%、34.8%)が最も高くなっています。精神障害者では、他の障害者と比べ、「一般企業で働きたい」(33.8%)が「一般企業で働きたくない」(12.6%)を大きく上回っています。

(7) 「障害者自立支援法」が平成18年度に施行され、日中活動の場として、新しい体系のサービスが受けられるようになります。今後、利用したいと思うサービスについて、下記の欄からお選びください。(あてはまるもの2つ以内に 印)

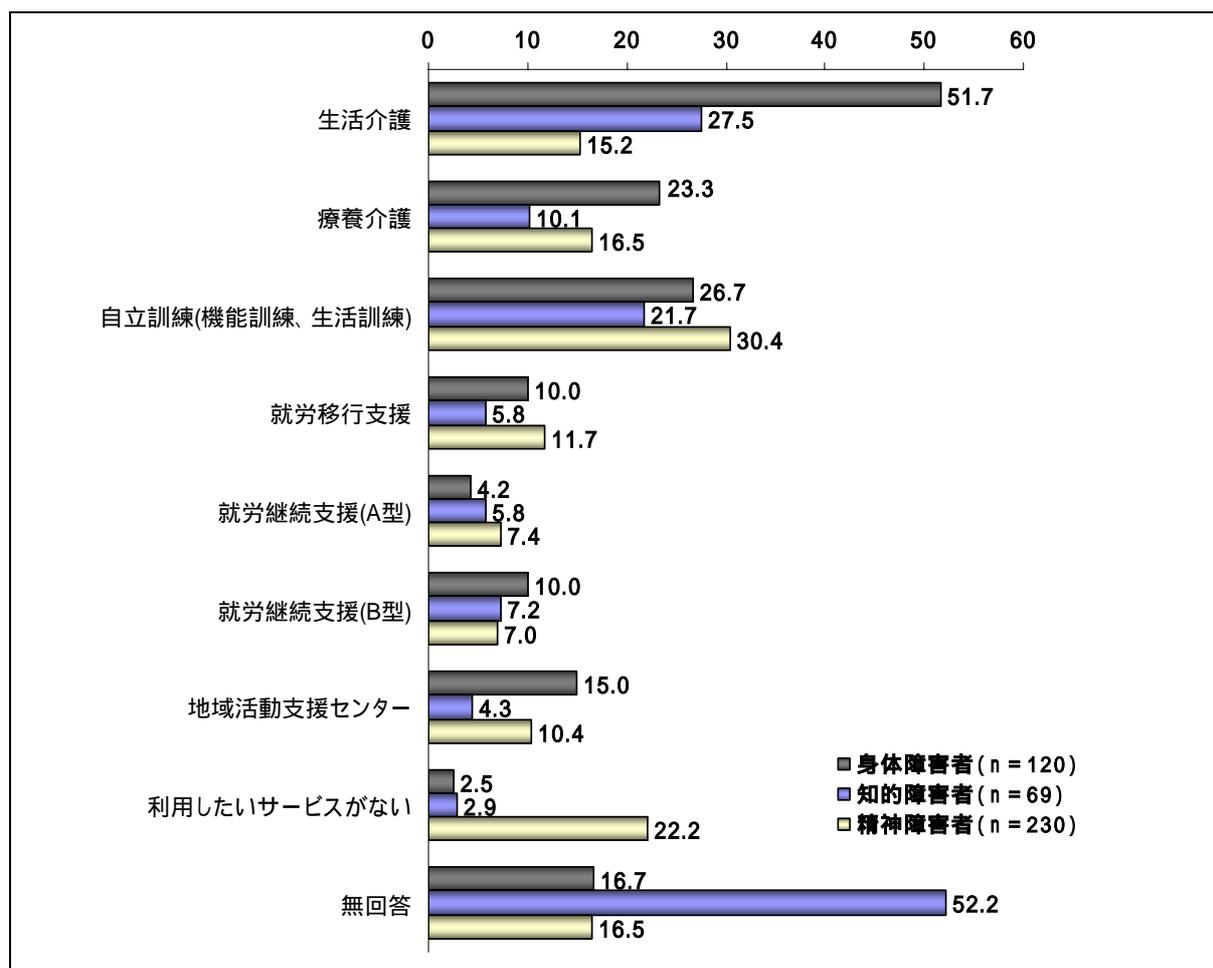
身体障害者では介護系サービスの割合が高く、知的障害者、精神障害者では自立訓練や就労移行支援等の訓練系サービスの割合が高い

在宅：今後利用したいと思うサービス（全体）



身体障害者では、「療養介護」が18.6%と高く、「利用したいサービスがない」が18.3%で続いています。知的障害者では、「自立訓練（生活訓練）」が19.8%と高く、「就労継続支援（B型）」が15.4%で続いています。精神障害者では、「自立訓練（生活訓練）」が22.3%と高く、「利用したいサービスがない」が21.9%で続いています。

施設：今後利用したいと思うサービス（全体）

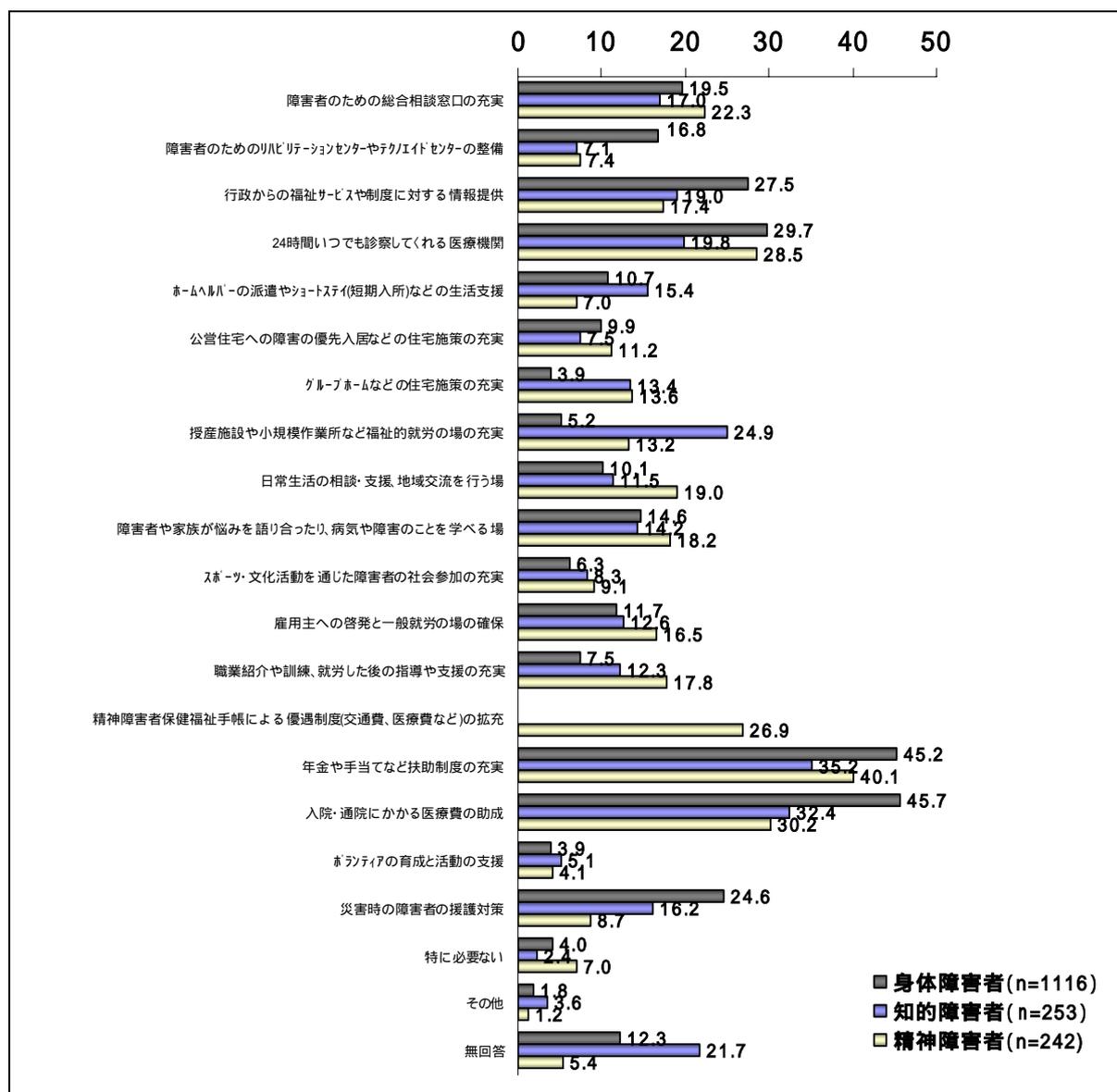


身体障害者、知的障害者においては、「生活介護」（51.7%、27.5%）が最も高く、「自立訓練（機能訓練、生活訓練）」が（26.7%、21.7%）で続いています。他方、精神障害者では、「自立訓練（生活訓練）」（30.4%）が最も高く、「利用したいサービスがない」が（22.2%）で続いています。

(8) あなたが暮らしやすくなるために、もっと充実してほしいことは何ですか？(あてはまるもの5つ以内に 印)

「年金や手当てなど扶助制度の充実」、「入院・通院にかかる医療費の助成」の2項目が他の項目に比べ高くなっている。

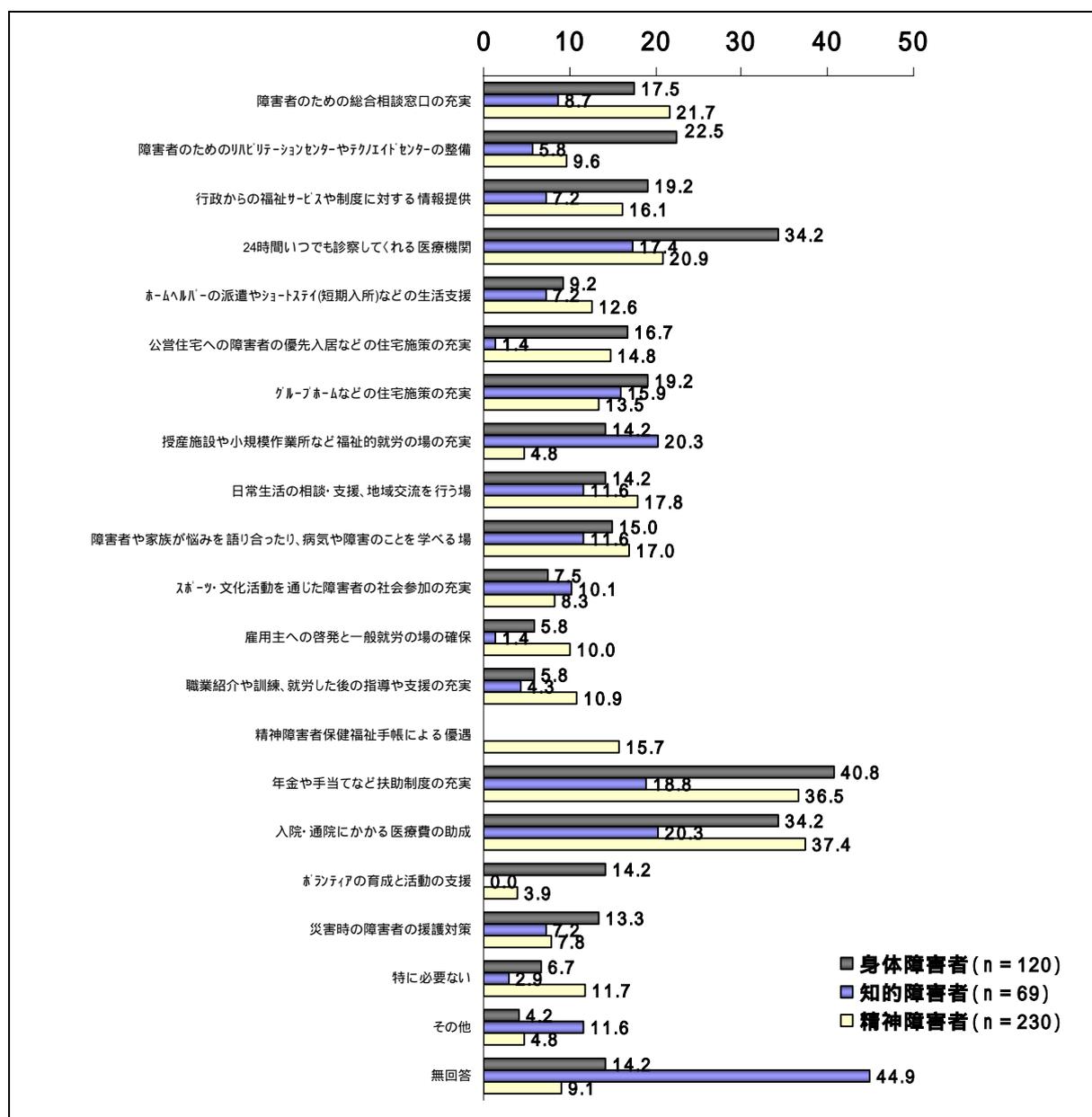
在宅：暮らしやすくなるために充実してほしいこと(全体)



身体障害者、知的障害者、精神障害者いずれにおいても、「年金や手当てなど扶助制度の充実」(45.2%、35.2%、40.1%)と「入院・通院にかかる医療費の助成」(45.7%、32.4%、30.2%)の2項目が高くなっています。また、知的障害者では、「授産施設や小規模作業所など福祉的就労の場の充実」が24.9%と他の障害者に比べ

高くなっています。

施設：暮らしやすくなるために充実してほしいこと（全体）



身体障害者では、「年金や手当など扶助制度の充実」が 40.8%と高く、「24 時間いつでも診療してくれる医療機関」、「入院・通院にかかる医療費の助成」が 34.2%で続いています。

知的障害者では、「無回答」が 44.9%と高く、「授産施設や小規模作業所など福祉的就労の場の充実」、「入院・通院にかかる医療費の助成」がそれぞれ 20.3%で続いています。

精神障害者では、「入院・通院にかかる医療費の助成」が 37.4%と高く、「年金や手当など扶助制度の充実」が 36.5%で続いています。

## 第3章 計画の基本課題

この計画の策定に当たり実施しました関係団体や関係施設との意見交換会や、アンケート調査結果から、この計画の基本課題を次のとおり設定します。

### 地域での自立した暮らしへの支援充実

施設入所の障害のある人で家族との同居、一人暮らし、グループホームなどの共同生活により地域生活を希望しているひとは3障害とも50%前後となっています。ただし、今後地域生活への移行をより一層推進するためには、自宅の住宅改修、日中活動の場の確保、民間住宅やグループホームなどの確保など地域の受け皿を充実させる必要があります。

また、在宅の障害のある人についても、年金や手当など扶助制度の充実や医療費の助成など経済的な支援の要望が高く、障害福祉などに関する行政からの情報提供や相談窓口の充実が求められております。

### 相談支援体制のあり方

現在、本市に「唐津市障害者相談支援センター」を設置しており、専門の相談員が様々な相談に応じ、また、身近な場所で気軽に相談できるよう市内各所に障害のある人のための相談員を配置しておりますが、今後入所施設の新体系サービスへの移行に伴い地域生活へ移行する人が増えることから、障害のある人、特に地域生活へ移行する施設入所者の人に対する相談支援業務は重要となります。

また、福祉だけでなく保健、医療、教育など相談内容も多岐に渡るため、生活全般の相談支援ができるよう総合的な支援体制づくりや、北部地域自立支援協議会と障害者相談支援センターが連携しながら関係機関と障害のある人との橋渡し役を担うなど、相談支援体制の充実・強化を図る必要があります。

## 一般就労への移行支援の強化

現在就労していない障害のある人もなんらかの就労をしたいという意欲がみられ、特に就労していない精神障害のある人（未就労率74.4%）のうち33.8%の人が一般就労したいと3障害で最も意欲が見られます。

就労は、地域で安定した生活を送るための経済的な基盤の一つであり、また、公的な経済的支援についても在宅者、施設入所者ともに最も要望の高い項目でもあります。

このため、障害のある人本人の能力や適性に応じながら、新体系サービスである就労移行支援、就労継続支援、地域活動支援センター事業を通じた福祉就労から一般就労への移行、障害のある子どもの学校卒業後の一般就労に向けた体験就業や体験就業先の確保などに力を入れていく必要があります。これらを実現するためには、行政の関係部署はもとより、ハローワークや一般事業所、障害者就業・生活支援センター、福祉事業所、特別支援学校等による情報共有・連携体制を充実する必要があります。

## 第4章 障害福祉サービス整備の基本方針

### 1. 障害福祉サービスの整備目標設定の基本的考え方

障害福祉サービスの整備については、国の「基本方針」の中に次のような考え方が示されています。なお、これらは第1期計画で示された考え方と変わっておりません。

本市においてもこの国の基本的な考え方に立って、平成23年度における目標を設定するものとします。

**図表9 障害福祉サービスの整備に関する全体目標**

平成23年度末までに、「現在の入所施設入所者の1割以上が地域生活に移行」  
(平成23年度末時点の施設入所者数を現在から7%以上削減)

平成24年度までに、精神科病院入院患者のうち「退院可能精神障害者」を地域生活へ移行

平成23年度中に福祉施設から一般就労に移行する者を現在の4倍以上にする。  
就労継続支援利用者のうち3割はA型(雇用型)へ

### 2. 障害福祉サービスの整備目標

国の「基本指針」に基づき、平成23年度に向けた障害福祉サービスの整備目標を次のように定めます。

また、平成19年度までについて、実績の分析及び評価を各図表の下に記載します。

( 1 ) 施設入所者の地域生活への移行

図表 10 平成 23 年度末における施設入所者数の目標

項目	目標	備考
入所者数	253人	平成17年10月1日現在の法定施設( )入所者数
【目標値】 地域生活移行者数	29人 (11.5%)	施設入所からグループホーム、ケアホーム等へ移行する者の数 (第1期計画26人)
【目標値】 削減見込	20人 (7.9%)	差引減少見込数 (第1期計画18人)

法定施設：

- ・身体障害者 - 更生施設、療護施設、授産施設
- ・知的障害者 - 更生施設、授産施設
- ・精神障害者 - 生活訓練施設(援護寮)、授産施設

実績の分析・評価

	新規入 所者数	累計 (A)	地域生活等 移行者数	累計 (B)	差引減少数 B-A(減少率)	現在入 所者数
18年度末	6人	6人	19人	19人	13人(5.1%)	240人
19年度末	10人	16人	9人	28人	12人(4.7%)	241人

減少率の基準となる人数は、図表1入所者数の253人です。

( 1 ) 18年度の地域生活等移行者数(19人。うち地域生活移行者14人)の内訳

- ・知的障害者 11人(ケアホーム移行者5人、グループホーム移行者3人、通勤寮1人、在宅移行者2人)
- ・身体障害者 8人(入所者負担金滞納による退所者1人、運転免許取得による当該取得のための入所施設の退所1人、福岡視力障害センター卒業者1人、死亡5人)

( 2 ) 19年度の地域生活等移行者数(9人。うち地域生活移行者5人)の内訳

- ・知的障害者 7人(通勤寮移行者1人、在宅移行者4人、老人保健施設移行者2人)
- ・身体障害者 2人(一時退所者1人、死亡1人)

18年度末の実績については、退所者と新規入所者を差し引くと13人と順調に地域

生活移行等が進みましたが、19年度末では19年度に新規入所者が10人と多く、地域生活移行等への差引減少数が12人となり、前年度末入所者数を上回っています。

実績の分析としては、施設の新体系移行に伴い地域生活移行者数が増えるよう見込んでいましたが、18・19年度ともに計画策定時の想定どおり旧法入所施設の新体系移行が進まなかったため、これに伴う地域生活移行者はいませんでした。

なお、上記のとおり18年度からはじまりました、グループホーム・ケアホームへの移行が進んでいることから、地域生活移行に当たってはこれら施設の整備は重要な位置づけとなっております。

また、第2期計画の地域生活移行者目標値につきましては、第1期計画の26人（10.3%）から、県全体で20%の目標を達成するため、3人増の29人（11.5%）とします。

## （2）「退院可能精神障害者」の地域生活への移行

**図表 11 平成 23 年度末における退院可能精神障害者の地域移行の目標**

項目	数値目標	備考
「退院可能精神障害者」数	61人	
【目標値】 減少数（ ）	51人	平成23年度末までに減少をめざす人数

県から提示された退院可能精神障害者数。目標値は第1期計画と同じ。

### 実績の分析・評価

実績については、19年度から開始された、医療機関に退院可能な方を選出してもらい様々な方面から援助をして退院につなげていく精神障害者退院促進支援事業（県事業）で1人退院したとの報告でした。また各病院内のソーシャルワーカー等で退院の支援を行ってあるとのことでしたので市内の各病院に確認したところ、A病院1人、B病院16人、C病院13人の合計30人とのことでした。

実際、受入先や退院先の確保がむずかしく退院されても病状悪化等で再度入院されるケースもあるとのことでした。

### (3) 福祉施設利用者の一般就労への移行

図表 12 平成 23 年度における福祉施設利用者の一般就労移行の数値目標

項目	数値目標	備考
年間一般就労移行者数	1 人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した人数
【目標値】 平成23年度の 年間一般就労移行者数	9 人	平成23年度において福祉施設を退所し、一般就労する人の見込み数

県から提示された退院可能精神障害者数。目標値は第 1 期計画と同じ。

#### 実績の分析・評価

(1) 平成 18 年度就労者数 3 人

##### 【就労者数の内訳】

・知的障害者 3 人（九千部学園卒園者 1 人、太陽社利用者から 2 人）

(2) 平成 19 年度就労者数 7 人

##### 【就労者数の内訳】

・知的障害者 6 人（九千部学園卒園者 3 人、太陽社利用者から 3 人）

・身体障害者 1 人（福岡視力障害センター卒業者 1 人）

一般就労移行者は、上記のとおりであり、順調に一般就労への移行が進んでいます。ただし、一般就労へ移行しても、途中で挫折し福祉就労施設に戻るケースもあるとのこと。

実績の具体的内容は、九千部学園は自立訓練・職業訓練を通して一般就労に結びついた方で、太陽社については、特に 19 年度からは働くチャレンジサポート事業を通して一般就労に結びついています。福岡視力障害センターについては、あんま等の資格を取得し、1 人は一般就労となっていますが、1 人は途中で退所したため、一般就労に結びつきませんでした。

## 第5章 障害福祉サービス及び相談支援の見込量と確保のための方策

### 1. 基本的考え方

障害者自立支援法による新体系サービスは、大きく「自立支援給付」と市町村事業であります「地域生活支援事業」に区分されます。

この章では、自立支援給付（補装具及び自立支援医療を除く。）に含まれる各サービスについて、国の「基本指針」に沿って 訪問系サービス、 日中活動系サービス、 居住系サービスに分け、及びサービス利用計画作成事業（相談支援）の第2期の見込量を算出していきます。

なお、算出に当たっては、過去の実績の推移及び施設の新体系への移行状況等を踏まえ設定します。

### 2. 各事業の実績と第2期の見込量

第1期からつ自立支援プランでの見込量と実績を比較しやすいように、各図表の上段に18年度～20年度の見込量（23年度については下段に記載）を、下段に18・19年度の実績を括弧書きで記載しています。なお、この計画で定める21年度～23年度の見込量を上段に記載（太字）し、さらに各サービスについて第2期計画の国指針に従い、利用者数も掲げています。

また、19年度までの実績の分析と評価、21年度から23年度までの見込量算出の考え方について、各図表の下に記載します。

#### (1) 訪問系サービス

**図表 13 訪問系サービスの見込量（1月当たり）**

区 分		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
サービス 見込量	人				59	64	69
	時間/月	1,556 (1,707)	1,702 (1,546)	2,067	1,749	1,799	1,849
							3,499

訪問系サービスには、居宅介護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援及び行動援護があります。

## 実績の分析・評価

19年度のサービス見込量の実績について、減少した主な理由は、長時間利用していた利用者が死亡したこと、65歳到達による介護保険サービス利用への移行者が増加したこと、新規でサービスを利用される方が少なかったことが挙げられます。

また、前述のとおり地域生活移行者がいなかったため、地域生活移行に伴う利用増がなかったことも見込量を下回る要因として挙げられ、20年度についても19年度と同量程度と見込まれます。

## 第2期の見込量について

平成21年度については、平成20年度の6月の実績と同じとしました。22年度以降については、各年度の地域生活移行者と精神退院者の利用増を見込みました。

( 2 ) 日中活動系サービス

図表 14 日中活動系サービスの見込量(1月当たり)

区 分		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
生活介護	人	/	/	/	117	125	245
	人日	770 (472)	880 (656)	1,518	1,946	2,122	4,590 5,632
自立訓練 (機能訓練)	人	/	/	/	0	0	0
	人日	0 (0)	0 (0)	22	0	0	0 22
自立訓練 (生活訓練)	人	/	/	/	2	2	2
	人日	0 (0)	0 (0)	110	38	38	38 374
就労移行支援	人	/	/	/	24	24	24
	人日	44 (18)	44 (12)	308	450	450	450 814
就労継続支援 (A型)	人	/	/	/	5	5	5
	人日	0 (0)	0 (51)	0	83	83	83 44
就労継続支援 (B型)	人	/	/	/	46	48	123
	人日	66 (57)	88 (87)	242	948	992	2,628 1,760
療養介護	人	1 (1)	1 (0)	1	0	0	0 40
児童デイサー ビス	人	/	/	/	11	12	13
	人日	103 (124)	112 (110)	123	100	105	110 162
短期入所	人	/	/	/	23	25	27
	人日	246 (177)	272 (187)	299	228	272	316 398

実績の分析・評価及び第2期の見込量について

【生活介護】

18・19年度において、見込量より実績が少ないのは、前述のとおり福祉施設の新体系への移行が遅れていることによる地域生活移行者によるサービス利用及び生活介護事業所が想定どおり増加しなかったためです。

第2期の見込量については、平成21、22年度の新体系移行による新規利用者の増加を見込みました。また、平成23年度には、旧体系施設の新体系移行の最終年度に伴い、新規利用者の大幅増を見込みました。

#### 【自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）】

18・19年度において、見込量も実績もなしです。

20年度は、自立訓練（機能訓練）利用者は、身体障害者の国立福岡視力障害センター1人（計画では県立希望の家利用者だったが、利用者なし）で見込みと同数程度の利用ですが、1～2年後には、就労移行支援（養成施設）へ移行される予定です。また、21年度に県内では1施設が自立訓練（機能訓練）に移行予定でしたが、23年度に変更されています。

自立訓練（生活訓練）は、知的障害者の県立九千部学園2人です。20年度の計画では5人の利用を見込んでいましたが、利用者が少なくなりました。21年度に県内では自立訓練（生活訓練）への移行予定施設が7施設ありましたが、うち5施設が23年度へ変更されています。

第2期の見込量について、自立訓練（機能訓練）は、平成21年度以降の利用者はないと見込みました。また、自立訓練（生活訓練）については、21年度以降は、20年度の6月実績と同じと見込みました。

#### 【就労移行支援】

18・19年度の見込量については、身体障害者の国立福岡視力障害センター2人の利用を予定していましたが、うち1人について、18年度が不登校、19年度は途中退所となったため、減となりました。

20年度については、14人の利用を見込んでいますが、現在のところ11人の利用で計画より少なくなっています。23年度にかけて、旧法授産施設など就労移行支援への移行により今後は利用者が増えることが見込まれます。

第2期の見込量については、21年度に新体系移行に伴う増加を見込み、22年度以降は21年度と同程度で推移すると見込みました。

#### 【療養介護】

18・19年度において、1人の利用者を予定していましたが、19年2月にその方

が死亡したため、実績なしとなりました。

20年度以降について、介護老人保健施設に入所中の方1人の希望者があり、5月に障害程度区分認定がありましたが、対象者の要件である筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方ではなく、9月現在においても介護老人保健施設に入所中ではありますが、今後の病状の進行により1人生じる可能性があります。

第2期の見込量について、上記の方について、今のところ療養介護を利用することはないとのことで、21年度以降も利用者はなしと見込みました。

### 【児童デイサービス】

18年度は登録児童が順調に各支給量に近いサービス利用をし、見込量を上回りましたが、19年度においては、ほぼ見込量のとおりとなっています。20年度については、7月までの実績によると、96人/月であり、見込量を下回っています。これは、登録児童が卒園により減少したこと、保育園、幼稚園を併用する児童が増えたこと、及び手術等による長期欠席児童があったためです。今後も児童の利用については不安定な要素に作用されるため大幅な増加はしないと見込まれます。したがって、第2期の見込量は、平成21年度以降は微増すると見込んでいます。

### 【短期入所】

18・19年度の実績については、短期入所を月31日、月17日利用者していた方2人が旧法入所施設に移行したこと、月11日利用していた方の死亡などで見込みより減となりました。

20年度以降は、親の暴力による緊急避難のため月31日の短期入所利用者があり、および地域生活移行に伴う利用者の増加のため、200～300人日程度で推移すると見込まれます。

第2期の見込量について、地域生活移行者と精神退院者の増加により、短期入所利用者も徐々に増加すると見込みました。

( 3 ) 居住系サービス

図表 15 居住系サービスの見込量(1月当たり)

区 分		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
共同生活援助	人	43	45	52	67	73	73
共同生活介護		(47)	(49)				77
施設入所支援	人	2	2	39	50	54	227
		(2)	(1)				235

実績の分析・評価及び第2期の見込量について

【共同生活援助・共同生活介護】

19年度は共同生活介護利用者が2人増えて45人となり、見込量を上回っています。20年度は7月までの実績によると51人/月であり、ほぼ見込み通りです。今後については、旧法入所施設から地域生活への移行が進むことで、増加していくと見込まれます。

第2期の見込量については、平成21年度に唐津市内に新たに精神障害者の共同生活援助(グループホーム)ができるための増加と、21年度以降について各年度地域生活移行者と精神退院者の増加を見込みました。

【施設入所支援】

新体系に移行した施設の入所者は18年度で2人でしたが、19年度において利用予定者が1人途中で退所したため1人となりました。

第2期については、新体系移行に伴う増加、特に23年度については、新体系移行の最終年度のため、旧体系入所者全ての方が施設入所支援を利用すると見込みました。

#### (4) サービス利用計画作成事業

図表 16 サービス利用計画作成事業（相談支援）の見込量（1月当たり）

区 分		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
サービス利用計画作成事業（相談支援）	人	0	11	12	5	0	0
		(0)	(0)				19

#### 実績の分析・評価

一定期間集中的な支援が必要となる旧法入所施設からの地域生活移行者を対象と想定していましたが、前述のとおり新体系への移行が遅れているため、19年度については実績なしとなりました。20年度については現在のところ1人利用となりました。

#### 第2期の見込量について

21年度については、地域移行によるサービス計画利用作成が5人いると見込みました。22年度以降は、今の要件であれば0人であるの見込んでいますが、国の改正案にサービス利用計画作成の対象を原則、全ての人に拡大するとの方針が出ていますので、今後の法改正で大幅な変更があると思われます。

### 3. 見込量確保のための方策

各サービスについて、佐賀県の障害福祉計画では、県を五つの圏域に分け、北部圏域として唐津市及び玄海町が構成自治体となっています。佐賀県、玄海町と連携を図りながら、圏域単位での見込量確保に取り組めます。

#### (1) 訪問系サービス

今後も、様々な居宅でのニーズの障害者の方が利用されるため、サービス提供事業者や関係機関とのより一層の連携強化を推進します。

#### (2) 日中活動系サービス

生活介護・就労移行支援・就労継続支援など、今後利用者の増加が見込まれるサービスについては、旧体系サービス事業所がスムーズに新体系サービス事業所に移行できるよう支援を行います。

また、新体系サービスに移行した事業所の安定した供給体制の確立のため、経営の安

定化を支援していきます。そして、様々なサービス利用に対応できるよう、サービスを提供する人材の確保について支援を行います。

障害者の方の就労支援については、北部地域自立支援協議会就労支援部会を通して、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、各サービス提供事業所、各商工会、教育関係等と各機関の就労支援事例を通して課題と対策を検討しながら、各機関における就労支援活動の情報を共有し、就労支援機関の連携を図っていきます。

また、市としても1事業所として、北部養護学校などからの職場体験実習受け入れを継続し、就労に結びつくよう努めます。

### (3) 居住系サービス

既存の居住系サービスの充実に努めるとともに、地域との連携・交流や社会参加を促進します。

福祉施設入所者や入院中の精神障害者の方の地域生活への移行するため、グループホーム・ケアホームの整備について施設・事業所への働きかけを行います。

また、本人、家族、地域等と連携して、障害者の方が地域で自立して暮らせるように、地域住民へ障害者の方への理解を進めます。

### (4) サービス利用計画作成事業（相談支援）

今後の法改正を踏まえながら利用者が生じた場合に備え、県と連携し指定相談支援事業者の確保に努めます。

## 第6章 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策

### 1. 各事業の実績と第2期の見込量

第1期からつ自立支援プランでの見込量と実績を比較しやすいように、各図表の上段に18年度～20年度の見込量（23年度については下段に記載）を、下段に18・19年度の実績を括弧書きで記載しています。なお、この計画で定める21年度～23年度の見込量を上段に記載（太字）しています。

また、19年度までの実績の分析と評価、21年度から23年度までの見込量算出の考え方について、各図表の下部に記載しております。

#### (1) 相談支援事業

図表 17 相談支援事業の見込量

区 分		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
障害者相談支援事業	箇所	1	1	1	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>1</b>
		(1)	(1)				1
地域自立支援協議会	箇所	北部地域自立支援協議会として設置・運営					
成年後見制度利用支援事業	件/年	0	1	2	<b>2</b>	<b>3</b>	<b>5</b>
		(0)	(0)				3

平成18年度は10月以降の半年分。

#### 実績の分析・評価

について、実績・見込みとも1箇所であり、今後も同数です。

について、図表8のとおり北部地域自立支援協議会として設置・運営しています。

について、18・19年度については実績がありませんでしたが、20年度においては保佐人の審判申立を1件行っており、今後、旧法入所施設が新体系へ移行することに伴い地域生活移行者が増加することから、本事業利用者も増えると見込まれます。

#### 第2期の見込量について

障害者相談支援事業については、「唐津市障害者相談支援センター」を本庁1階に設けており、今後もこのセンターを活用していきます。

また、成年後見制度利用支援事業につきましては、平成20年度に1件利用がありますが、今後地域生活への移行者のうち多くがグループホーム・ケアホーム・福祉ホームに移行する予定ですが、特に民間住宅へ移行するものを利用対象者と想定し、23年度にかけて利用者が伸びるものと見込みます。

## (2) コミュニケーション支援事業

図表 18 コミュニケーション支援事業の見込量

区 分		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
コミュニケー ション支援事業	人・回/月	38	39	41	41	41	41
		(27)	(26)				43

平成18年度は10月以降の半年分。これまでの利用実績をもとに、現行水準を確保できるよう設定。

### 実績の分析・評価

実績は見込量を下回り、伸びもみられません。実利用者については18年度35人、19年度41人と増加しています。これは、手話通訳者によるコミュニケーション支援センター（利用者18年度35人、19年度39人）が周知徹底されたこと、及び19年度から当該センターと浜玉・鎮西支所間で試行されたテレビ電話利用者（2人）があったことによると思われます。

今後は、既に周知されているコミュニケーション支援センターの手話通訳者が対応する人数は同程度で推移すると見込まれますが、20年度からは、本庁障害者福祉課及び全支所の住民福祉課の窓口テレビ電話を設置しており、テレビ電話による手話通訳が増えることが見込まれます。

### 第2期の見込量について

21・22・23年度についても、同程度で推移すると見込みます。

( 3 ) 日常生活用具給付等事業

図表 19 日常生活用具給付等事業の見込量

区 分		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
介護訓練支援用具	件/年	6	10	11	8	10	12
		(2)	(6)				13
自立生活支援用具	件/年	6	16	16	17	18	19
		(5)	(16)				17
在宅療養等支援用具	件/年	8	19	19	14	16	18
		(7)	(13)				20
情報・意志疎通支援用具	件/年	7	16	16	25	28	31
		(17)	(25)				18
排泄管理支援用具	件/月	148	154	160	182	191	201
		(118)	(171)				178
住宅改修費	件/年	5	8	8	7	8	9
		(4)	(3)				10

平成18年度は10月以降の半年分。

実績の分析・評価及び第2期の見込量について

各区分について、見込量との多少の差はあるものの、本事業全体では増加傾向で推移しており、今後も地域生活への移行者の増加に伴い利用者が増加すると思われます。各区分については、次のとおりです。

【介護訓練支援用具】

特殊寝台等の給付で、介護訓練を支援する用具です。今後、障害のある人の在宅での介護が増加すると見込まれ、18年度、19年度ともに見込量よりも少ない数値ではありますが、長期的にみて増加が見込まれます。

【自立生活支援用具】

入浴補助用具等の給付で、障害のある人の自立した生活を支援するものです。見込みどおりの推移ではありますが、今後は地域生活移行者の増加に伴う利用者増が見込まれます。

【在宅療養等支援用具】

電気式たん吸引器等の給付で、在宅による療養等を支援するものです。見込みより少ないものの、障害のある人の病院での治療から在宅での治療に移行傾向にあるため、今後も増加が見込まれます。

#### 【情報・意思疎通支援用具】

視覚障害者用活字文書読上げ装置等の給付で、情報・意思疎通を支援するものです。19年度については、20年度実施事業である視覚・聴覚障害者情報バリアフリー支援事業との相乗効果により視覚障害者用活字文書読上げ装置の件数が大幅に増加しました。障害のある人のコミュニケーション機会が増えることが予想され、増加が見込まれます。

#### 【排泄管理支援用具】

ストマ用装具等の給付で、排泄管理を支援するものです。膀胱・直腸機能障害による身体障害者手帳所持者数が毎年度10人程度の増加傾向にあるため、排泄管理支援用具見込み量も同様に増加すると見込まれます。

#### 【住宅改修費】

手すりの取付けや、段差の解消により住環境の改善を支援するものです。19年度は見込みより少ないですが、今後は地域生活移行者の増加に伴い住宅改修の利用者増が見込まれます。

#### (4) 移動支援事業

図表 20 移動支援事業の見込量

区 分		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
移動支援事業	利用決定人数	7	25	35	20	20	20
		(7)	(20)				50

平成18年度は10月以降の半年分。

#### 実績の分析・評価

19年度の移動支援事業の利用決定人数については見込量を下回っていますが、18年度と比較すると本事業の周知が図られたことにより大幅な増加となりました。

#### 第2期の見込量について

21・22・23年度についても、本事業はヘルパー利用に係る部分の支援であり、交通費等の実費は利用者負担であるため、20人程度で推移すると見込まれます。利用決定人数については、同程度を見込んでいますが、利用時間数については、少しずつですが伸びており、利用者が本事業を利用しやすくなったためだと思われます。

( 5 ) 地域活動支援センター事業

図表 21 地域活動支援センター事業の見込量

区 分		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
地域活動支援 センター（ 型 ）	人・日/月	60	66	73	73	75	75
	箇所数	1	1	1	1	1	1
	人・日/月	(12)	(78)				96
	箇所数	(1)	(1)				1
地域活動支援 センター（ 型 ）	人・日/月	190	440	480	260	440	500
	箇所数	1	2	2	2	3	3
	人・日/月	(135)	(254)				760
	箇所数	(1)	(2)				3
地域活動支援 センター（基礎的 事業）	人・日/月		210	240	140	0	0
	箇所数		1	1	1	0	0
	人・日/月		(99)				0
	箇所数		(1)				0

平成18年度は10月以降の半年分。

型：職員3人以上（1人専任、かつ1人以上が常勤）。1日当たりの実利用人員が概ね15人以上

型：職員2人以上（1人専任、かつ1人以上が常勤）。1日当たりの実利用人員が概ね10人以上。作業所実績5年以上

基礎的事業：職員2人以上（1人専任）。

実績の分析・評価及び第2期の見込量について

【地域活動支援センター 型】

19年度は地域活動支援センター機能強化事業としての機能訓練やパソコン教室の受講生の増加により見込量を超過しています。20年度については、7月までの実績によると76人・日/月であり、19年度実績とほぼ同数で推移しています。

本事業は利用者数の増加を図るため広報等により周知を行っていますが、受講者の高齢化等もあり大幅な増加はしないと見込まれます。

【地域活動支援センター 型・地域活動支援センター基礎的事業】

19年度は、型、基礎的事業ともに工賃が安いことや交通費、昼食代等の実費負担がかかることから利用が見込量より大幅に少なくなったと考えられます。20年度については、7月までの実績によると、19年度実績と比較して型は209人・日/月で減少しており、基礎的事業は127人・日/月と増加はしているものの、見込量を大幅

に下回ると思われます。今後、活動内容の改善をしていきますが、大幅な増加はしないと見込まれます。

なお、基礎的事業については、22年度より基準（作業所実績が5年以上）を満たし型に移行するため、型が3箇所となり、その分の人数の移行が見込まれます。

## (6) 任意事業

### 訪問入浴サービス

図表 22 訪問入浴サービスの見込量

区 分		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
訪問入浴サービス	人・回/月	70	70	70	60	60	60
		(58)	(53)				70

#### 実績の分析・評価及び第2期の見込量について

18年度末の利用者は8人、19年度末の利用者は5人となり、実績も減少しています。

訪問入浴サービスは主に医師が入浴することを適当と認め、家族のみの介助では入浴ができず居宅介護（身体介護）でも居宅の浴槽で入浴ができない方が対象であり、またサービス提供事業者も現在のところ1事業所しかなく入院等による増減もあるため、今後の見込量は現在までの実績と同程度で推移すると見込まれます。

本事業に限らず入浴サービス全般の提供に際しては、本事業による入浴サービス利用が週3回と制限を設けているため、生活介護など通所サービスでの入浴とも組み合わせた提供も含め対象者の主治医やヘルパー等からの情報提供により行っていきます。

日中一時支援事業

図表 23 日中一時支援事業の見込量

区 分		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
日中一時支援事業	人・回/月	410	461	488	536	548	556
		(396)	(470)				534

実績の分析・評価及び第2期の見込量について

19年度まではおおよそ見込量のとおり推移しています。20年度については、2月までの実績によると、495人・回/月であり、18年度からの推移を見ると見込量を超えて推移しています。

【利用登録者の推移】

- ・18年度 48人（うち成人2人）
- ・19年度 56人（うち成人4人）
- ・20年度 66人（2月現在。うち成人5人）

本事業は、障害児だけでなく障害者（原則、介護給付費又は訓練等給付費の支給を受けることができない人）も対象であり、また、本事業の周知を図ったことにより利用者数の増加が見られ、今後もある程度の増加は見込まれますが、事業開始から期間が経過しており周知も図られていることから、今後、新規利用者（月当たりの延利用回数）はこれまでほど増加しないと見込まれます。

## 福祉ホーム事業

図表 24 福祉ホーム事業の見込量

区 分		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
福祉ホーム事業	人/月	4	6	8	15	15	15
		(3)	(3)				10

### 実績の分析・評価

18年度はほぼ見込量と同程度でしたが、19年度はサービス提供事業者との新規委託契約もなく対象者の増加もなかったため見込量に比べ減となっています。20年度についてはサービス提供事業者が1事業所増え対象者が1人増加となってはいますが、見込量は下回ると考えられます。

要因としては、計画策定時、アンケート調査によるサービスの利用ニーズにおいて利用希望者が若干あったため、その数を見込んでいましたが、実際は想定していたほど福祉ホームが新設されなかったことによると思われる。

### 第2期の見込量について

本事業では21年度より市内のサービス提供事業者が福祉ホームを新設し、対象者も10人程度の増加が見込まれております。したがって第2期以降の見込み量は10～15人の間で推移するものと思われる。

奉仕員養成研修事業

図表 25 奉仕員養成研修事業の見込量

区 分		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
奉仕員養成研 修事業	人・回/月	27	43	45	53	54	55
		(27)	(48)				50

実績の分析・評価

19年度まではおおよそ見込量のとおり推移しています。20年度については、7月までの実績によると、92人・回/月であり、大幅に見込量を超えているものの、これは年度前半に手話講習を実施していることによるもので、20年度の見込量は52人・回/月と予測しています。

第2期の見込量について

本事業は手話、要約筆記、点訳の各講習会を開催しており、手話講習会においては6月から9月の間に集中して20回開催で年々延受講者数は増加しているものの、これ以上の増加はあまり見込めないものと予測しており、要約筆記講習会、点訳講習会の延受講者数も毎年度同程度で推移しており、今後の見込量は大きくは増加しないと見込まれます。

点字・声の広報等発行事業

図表 26 点字・声の広報等発行事業の見込量

区 分		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
点字・声の広報等発 行事業（点 字）	件/月	18	20	20	15	15	15
		(18)	(15)				20
点字・声の広報等発 行事業（声の広報）	件/月	48	50	50	45	47	50
		(51)	(43)				50

実績の分析・評価

18・19年度を比較すると、点字の実績については、死亡や転出があり、また新規利用者が増えなかったため減少しました。声の広報の実績についても、死亡や辞退者があり減少しました。

主な要因として、活字文書を読むことが困難な視覚障害1・2級の新規手帳交付者は19年度で7人いますが、本事業の説明・周知不足が考えられます。20年度からは視覚障害1・2級該当者には、必ず本事業の説明を行うようにしております。

第2期の見込量について

点字については、新たに覚える方は少ないため、同程度で推移すると見込まれます。

声の広報については、現在、視覚障害1・2級の手帳取得者へ本事業の説明を行っていますので2人ずつの増加を見込んでいます。

文化・芸術講座開催等事業

図表 27 文化・芸術講座開催等事業の見込量

区 分		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
文化・芸術講座 等開催事業	参加人数	149	164	180	150	150	150
		(149)	(146)				240

実績の分析・評価

本事業は、障害者作品展事業として実施しています。19年度については18年度実績とほぼ同数の実績となりました。出品者が毎年固定してきていること等もあり、今後同程度の出品者で推移するものと見込まれます。

第2期の見込量について

本事業も周知等により定着している一方、参加者の高齢化や少子化による児童・生徒の減少により今後の見込量の大きな増加は見込めない状況で、同程度で推移していくものと見込まれます。

スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

図表 28 スポーツ・レクリエーション教室開催等事業の見込量

区 分		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	参加人数	40	520	550	400	415	430
		(12)	(452)				650

注) 平成 18 年度の利用見込量は 10 月以降の数値であり、9 月開催の障害者体育大会が含まれていない点を考慮する必要があります。

実績の分析・評価

本事業の具体的内容は、盲人卓球教室と障害者体育大会の開催です。

盲人卓球教室は、視覚障害者のみならず障害のある人であれば参加可能など周知を行っていますが、受講者数が伸び悩んでいます。

障害者体育大会については、18年度まで屋外グラウンドで開催していましたが、19年度から天候に左右されないよう文化体育館へ会場を移し障害のある人が参加しやすい環境や競技の工夫を行っているところです。19年度は、見込量を下回りましたが、今後周知等を徹底し、各種障害関係団体等を実行委員として取り込むことにより参加人数の増加に取り組めます。

第 2 期の見込量について

盲人卓球教室については、該当者の高齢化やスポーツの多様化等も重なり今後も大幅な増加は見込めない状況です。

障害者体育大会についても、同様に高齢化や個々のライフスタイルの多様化により参加人数が伸び悩むなか、実行委員会とともに多くの障害児・者が気軽に参加できるよう工夫を凝らし、なお一層の周知にも努めることにより参加人数の増加を見込んでいます。

更生訓練費給付事業

図表 29 更生訓練費給付事業の見込量

区 分		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
更生訓練費給付事業	人/月	1	1	1	1	1	1
		(1)	(1)				1

実績の分析・評価

実績については、この事業の対象者が旧法授産施設及び新法施設入所支援利用者で生活保護もしくは生活保護に準じる方で、該当者は1人でした。

第2期の見込量について

この事業については、該当する者がほとんど無く、21年度以降も同程度で推移すると見込みます。

自動車運転免許取得費助成事業・自動車改造費助成事業

図表 30 自動車運転免許取得費助成事業の見込量

区 分		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
自動車運転免許取得費助成事業	件/年	0	2	3	4	4	5
		(0)	(2)				5
自動車改造費助成事業	件/年	2	4	4	5	5	6
		(1)	(2)				4

実績の分析・評価及び第2期の見込量について

実績については、自動車運転免許取得費補助助成事業は、見込量のとおり推移しています。また、自動車改造費助成事業については、18年度、19年度ともに見込量を下回っています。20年度3月現在、自動車運転免許取得費補助事業が5件、自動車改造助成事業が5件あります。

これまでの実績から両事業ともに増加すると見込まれます。

## 2 . 地域生活支援事業の見込量確保のための方策

### ( 1 ) 相談支援事業

障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、障害のある人の抱えているニーズや課題にきめ細かく対応し、適切な障害福祉サービス等に繋いでいくために、相談支援体制の一層の充実に努めます。

障害のある人やその家族などが身近で気軽に相談できるよう、民生・児童委員協議会などの関係団体、あるいは各種相談員制度などとのネットワーク化を図るとともに、情報の共有化に努めます。

北部地域自立支援協議会を通じて関係機関や事業所などとの連携を強化し、障害のある方のニーズに即した一貫した支援体制の構築に努めます。

### ( 2 ) コミュニケーション支援事業

聴覚障害者団体や広報等で、唐津市コミュニケーション支援センターに手話通訳者を配置していることを周知し、来庁された場合は、利用されるよう呼びかけます。

手話奉仕員養成研修事業を行い、人材の養成・確保に取り組みます。

各支所に手話ができる聴覚障害者が来庁された場合に、気軽にテレビ電話により本庁の手話通訳者を介したコミュニケーションをされるよう勧めます。

### ( 3 ) 日常生活用具給付等事業

障害のある人が安定した日常生活を送るため、事業の周知を図るとともに、障害の特性に合わせた適切な日常生活用具の給付に努めます。

各種団体への情報提供を充実し、事業の周知と利用促進を図ります。

### ( 4 ) 移動支援事業

ニーズに応じ、広くサービスが利用できるよう、市内・外の事業者と契約し、供給体制を整えます。

居宅介護の通院介助利が必要な方には、この事業を周知し、利用促進を図ります。

### ( 5 ) 地域活動支援センター

地域でのボランティア活動、実習生の受け入れ及び福祉イベントへの出品などを通じ、

啓発活動に努め、利用者の拡大を図ります。

障害の特性に合わせた活動の場の拡大及び活動内容の充実へ働きかけていきます。

事業に関する情報提供を充実し、周知と利用促進を図ります。

## ( 6 ) 任意事業

訪問入浴サービスについては、生活介護など通所サービスでの入浴とも組み合わせての提供も含め対象者の主治医やヘルパー等からの情報提供により行っていくとともに、新規委託先の開拓を図っていきます。

日中一時支援事業については、従来どおりチラシの配布や福祉課で児童の保護者向けに配布している「唐津市子育てガイドブック」などにより周知を図っていきます。また、利用者の利用増加に対応できるよう、事業委託先の施設整備の促進、新規委託先の開拓を図っていきます。

福祉ホーム事業については、利用希望者に対して利用促進を図るとともに、利用者の利用増加に対応できるよう、新規参入を予定する事業者に対しては積極的な情報提供をおこない新規委託先の開拓を図っていきます。

奉仕員養成研修事業については、従来どおり市報や市HPで周知を図っていきます。また、同事業の支援団体であるボランティア団体の協力を仰ぎ受講者の増加に繋げていきます。

点字・声の広報等発行事業については、新規の視覚障害手帳取得者へ本事業を説明し、利用促進を図ります。

文化・芸術講座開催等事業については、従来どおり市の広報媒体を活用するとともに市内障害者団体、養護学校等にも広く周知し参加者の増加を図ります。

スポーツ・レクリエーション教室開催等事業については、従来どおり市の広報媒体等により周知を図り、市内障害者団体等にも広く呼びかけていきます。特に障害者体育大会については、実行委員会を中心に障害者が参加しやすい環境を創出するべく協議し、参加者の増加に繋げていきます。

更生訓練費給付事業については、対象者が限られていますが、対象になると思われる方には、本事業を説明し、申請されるよう勧めていきます。

自動車運転免許取得費助成事業については、チラシを作成し市内の自動車学校の窓口等に配置してもらい周知、利用促進を図ります。

自動車改造費助成については、チラシを作成し職業安定所と連携しながら制度の周知、利用の促進を図ります。

## 第7章 計画推進に当たっての重点項目

この計画を推進し、及び第3章で挙げました課題に対応することで、障害者自立支援法が目指します「障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができる地域社会」の実現のため、次の事項を重点項目とします。

### (1) 障害のある人等への情報提供の充実

障害者自立支援法が施行されて3年ほど経ちますが、激変緩和措置などその後も様々な利用者及び事業所に対する軽減措置が講じられるなど、障害福祉施策は目まぐるしい変化をしています。このため、現在および今後の制度について障害のある人やその家族、事業所に対し、市報、ホームページ、行政放送などによる情報提供の体制づくりに努めます。

また、障害のある人が孤立せず、地域の一員として安全・安心して生活できるよう、今後においても重要な役割を担います障害者団体の紹介や、相談支援センターの周知を図ります。

### (2) 相談支援体制の充実・強化

今後、入所施設の新体系サービスへの移行に伴う地域生活移行者や就労希望者の増加が見込まれ、相談支援業務は重要となることから、相談支援センターを窓口とした北部地域自立支援協議会の活用や、相談支援センター職員及び各地域の相談員の研修会受講などによるスキルアップを図り、困難事例にも対応できるよう体制の充実・強化を図ります。

なお、障害のある人に対する虐待にも対応するため、虐待の早期発見・迅速かつ適切な保護及び支援を行うために高齢福祉や児童福祉など関係部署の職員で構成される「唐山市要保護者等対策地域協議会」との連携を図っていきます。

### (3) 関係機関の連携強化

障害のある人の地域生活と自立とを総合的に支援するため、市をはじめ、障害者団体、社会福祉協議会、サービス事業所、公共職業安定所、特別支援学校などから構成される「北部地域自立支援協議会」を活用し、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発、情報の共有化を推進し、主に次の事項について相互調整を行うとともに、個別事例への

適切な対応を図ります。

総合相談窓口のあり方に関すること。

困難事例への対応のあり方に関すること。

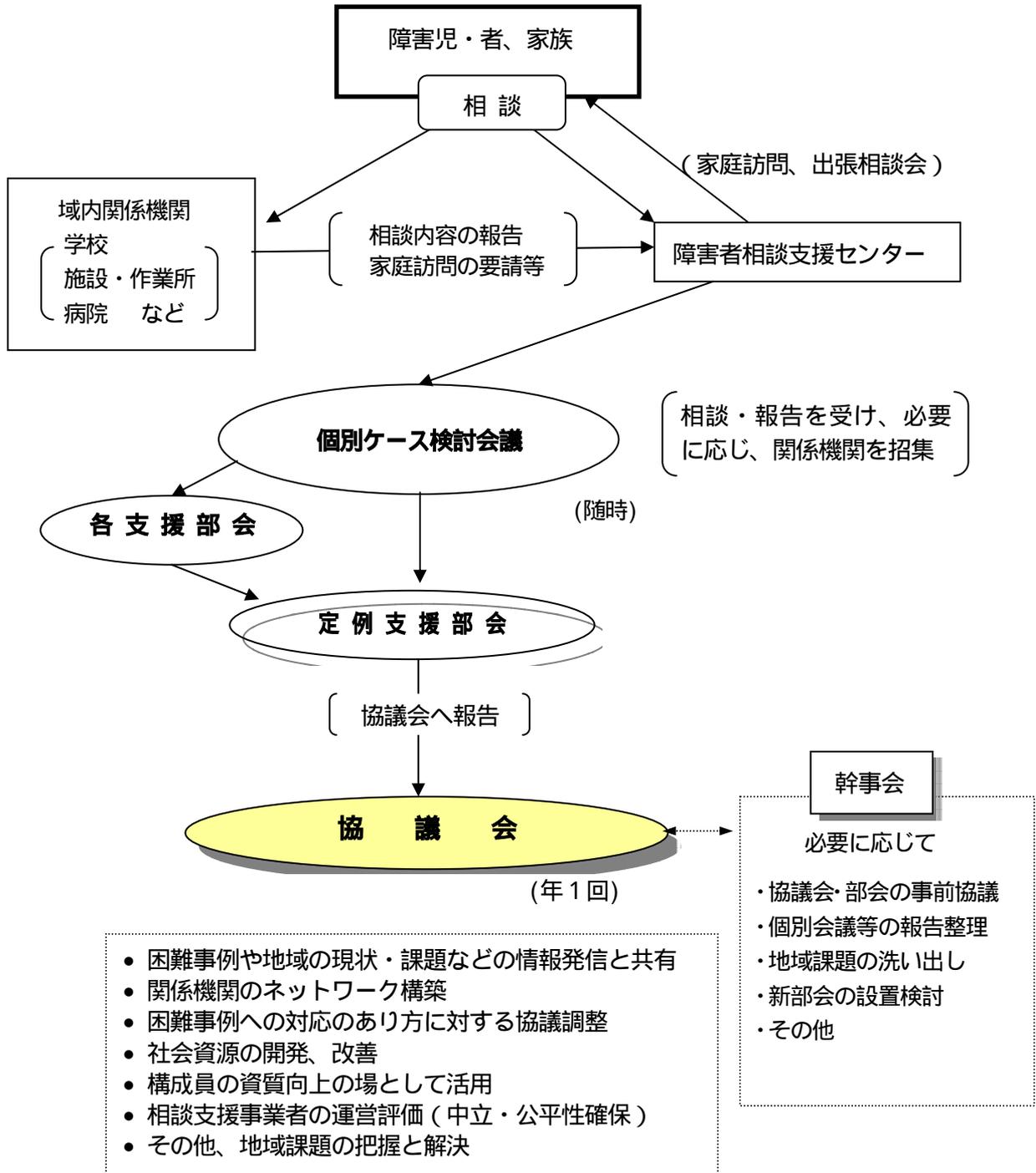
障害者の就労促進、地域生活支援に関すること。

地域の関係機関によるネットワークの構築に関すること。

地域の社会資源の開発・改善に関すること。

また、地域における協働化の視点に立って、それぞれの構成員がその役割を十分発揮できるように相互の連携を密にし、計画推進のための総合的かつ効果的な体制づくりに努めます。

図表 31 北部地域自立支援協議会



#### ( 4 ) 福祉施設の受注機会の拡大

平成20年3月1日に改正された地方自治法施行令により、地方公共団体が随意契約できる場合として、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業所（生活介護、就労移行支援及び就労継続支援を行う事業所）及び小規模作業所と物品の購入、清掃や袋詰めなどの役務の提供を受ける契約が追加されました。

本市としても、これらの契約を推進することで、事業所の円滑な経営及び利用者の工賃アップを目指します。

#### ( 5 ) 計画の適切な進行管理

この計画に定めたサービス見込量等の目標の達成状況を適切に点検・評価する仕組みを構築するとともに、その結果の公表を図るなど計画の進行管理に努めます。